

## 平成 28 年度実施要領の改定の方向性について(案)

「資料 3-3-1 平成 28 年度実証対象技術分野について (案)」及び「資料 3-3-2 テーマ自由枠の設置について」で提案したとおり、平成 28 年度からは、実証対象技術分野に加えて、テーマ自由枠を設置する予定としている。

そこで、平成 28 年度環境技術実証事業実施要領（以下、「平成 28 年度実施要領」とする。）の改定の方向性を示す。

### (1) 平成 28 年度の実証対象技術分野について

平成 28 年度は、中小水力分野が手数料徴収体制に移行し、実証対象技術分野は、以下の 8 分野体制で実施する予定としている。

- ・ 中小水力発電技術分野
- ・ 地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）
- ・ 自然地域トイレし尿処理技術分野
- ・ 有機性排水処理技術分野
- ・ 閉鎖性海域における水環境改善技術分野
- ・ 湖沼等水質浄化技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）

### (2) テーマ自由枠の設置について

平成 28 年度は、テーマ自由枠を設置する予定としている。

### (3) 平成 28 年度実施要領の改定方針 (案)

項目	平成 28 年度実施要領の改定方針 (案)
・ 実証対象技術分野	実施する技術分野として、中小水力発電技術分野を手数料徴収体制に位置づける。改定箇所は、下線で示す。  <b>【該当箇所】</b> 序 総則 7. 情報公開等に関する基本的考え方 実施する技術分野は以下のとおり。 ○ 手数料徴収体制： <u>中小水力発電技術分野</u> 、地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）、・・・以下、省略

項目	平成 28 年度実施要領の改定方針（案）
<p>・テーマ自由枠の設置</p>	<p>テーマ自由枠の設置に伴い、実施体制などに位置づける。改定箇所は、下線で示す。</p> <p><b>【該当箇所】</b></p> <p>序 総則 3. 実施体制</p> <p>本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間<u>及び新たな特定技術実証</u>については、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下、国負担体制）という。・・・以下、省略</p> <p>序 総則 4. 対象技術分野</p> <p>・・・技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。<u>また、「テーマ自由枠」に応募した技術で、既存技術分野に属さない技術については、新たな特定技術実証として設定する。</u></p> <p>第 1 章 実証事業の実施体制 2. 実証運営機関</p> <p>（2）実証運営機関は、・・・中略・・・<u>実証試験要領の策定又は改定、実証機関の公募・選定、「テーマ自由枠」の募集と審査、それに伴う新たな特定技術実証の設定、実証機関の公募・選定、新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討、</u>・・・以下、省略</p> <p>第 1 章 実証事業の実施体制 3. 環境技術実証事業運営委員会</p> <p>（4）実証事業運営委員会は、・・・中略・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証機関の選定</li> <li>・<u>テーマ自由枠の応募事業の審査及び新たな特定技術実証の設定</u></li> <li>・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し</li> <li>・・・以下、省略</li> </ul> <p>第 1 章 実証事業の実施体制 4. 実証機関</p> <p>（1）環境省は、<u>実証機関として、各技術分野及び新たな特定技術実証</u>に原則 1 機関を設置する。・・・以下、省略</p> <p>第 4 章 実証機関の選定 1. 実証機関の選定手続</p> <p>（1）実証運営機関は、<u>対象技術分野及び新たな特定技術実証</u>毎に、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、・・・以下、省略</p>

項目	平成 28 年度実施要領の改定方針（案）
	<p>第 4 章 実証事業の実施体制 2. 実証機関選定の観点</p> <p>(2) 技術的能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術分野及び<u>新たな特定技術</u>に関する十分な実績を有していること</li> <li>・・・以下、省略</li> </ul> <p>第 7 章 「テーマ自由枠」の対象技術の選定</p> <p>1. 対象技術の選定手続</p> <p><u>(1) 実証運営機関は、「テーマ自由枠」を公募する。実証申請者は、実証運営機関に実証申請書を提出し申請することとする。</u></p> <p><u>(2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。</u></p> <p><u>(3) 実証運営機関は、申請された技術の中から、2. の要件を考慮し、必要に応じ技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて「新たな特定技術」を選定し、選定した対象技術について、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、既存技術分野の実証機関により実証試験が実施可能と判断した技術については、実証機関と調整を行うことができる。</u></p> <p><u>(4) 実証運営機関は、「テーマ自由枠」の対象技術の選定結果について、全ての実証申請者（対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む）及び実証機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証運営機関及び環境省は、「テーマ自由枠」の選定された対象技術の概要を公開する。</u></p> <p>2. 対象技術の選定の観点</p> <p><u>「テーマ自由枠」の対象技術の選定に当たっては、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、以下の各観点に基づき技術の実証可能性を総合的に判断する。また、環境省は、技術実証検討会による検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。</u></p> <p><u>(1) 形式的要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>申請技術が、対象技術分野に該当するか</u></li> <li>② <u>申請内容に不備は無いか</u></li> <li>③ <u>商業化段階にある技術か</u></li> <li>④ <u>同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか</u></li> </ul> <p><u>(2) 実証可能性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか</u></li> <li>② <u>実証試験計画が適切に策定可能であるか</u></li> </ul> <p><u>(3) 環境保全効果等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか</u></li> <li>② <u>副次的な環境問題等が生じないか</u></li> <li>③ <u>環境保全効果が見込めるか</u></li> <li>④ <u>先進的な技術であるか</u></li> </ul>

